

令和8(2026)年度 岸和田市立幼稚園デリバリー弁当委託事業

公募型プロポーザル方式事業者選定 <実施要領>

1. 目的

本要領は、「岸和田市立幼稚園デリバリー弁当委託事業」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル事業者選定の実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 「令和8(2026)年度岸和田市立幼稚園デリバリー弁当委託事業」
- (2) 発注者 岸和田市立幼稚園デリバリー弁当推進委員会
- (3) 業務内容 別紙「岸和田市立幼稚園デリバリー弁当委託事業<仕様書>」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日 から 令和9年3月31日 まで
- (5) 業務履行日
 - ・ 4、5歳児は、令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)のうち、祝日、幼稚園の長期休業日・各園の休業日等を除く火曜日と金曜日
 - ・ 3歳児は、令和8年5月1日(金)から令和9年3月31日(水)のうち、祝日、幼稚園の長期休業日・各園の休業日等を除く火曜日と金曜日

3. 概要

(1) 予算額

主食付き副食弁当1食あたりの上限は、税込400円(調理費、配達費等、その他一切の費用を含む)とする。

4. スケジュール(予定)

令和7年10月1日(水)

- ・ 公募型プロポーザル実施の公示(令和7年10月号広報“きしわだ”に掲載)
- ・ 岸和田市立八木幼稚園Webサイトに実施要領、仕様書等を掲載

令和7年10月2日(木)～10月10日(金)午後4時

- ・ 「質疑書」提出期間

令和7年10月15日(水)

- ・ 質疑に関する回答

令和7年10月2日(木)～10月17日(金)午後4時

- ・ 「参加申出書」「応募要件確認書」の提出、参加資格の審査

令和7年10月23日(木)午後4時まで

- ・ 参加資格の通知

令和7年10月30日(木)午後4時まで

- ・ 「提案書」等の提出期限

令和7年10月31日(金)～11月12日(水)

- ・選考期間
- ・公募型プロポーザル方式業者選定委員会の実施(選定会議による書類審査及び試食)

令和7年11月14日(金)

- ・選定結果の通知、選定結果公表

令和7年11月中旬～12月上旬

- ・選定業者との打ち合わせ

5. 参加資格

- (1) 岸和田市の指名競争入札参加資格を有する者、又は近隣の市町で就学前施設への弁当の提供に実績のある者で、令和8(2026)年度岸和田市立幼稚園デリバリー弁当委託事業を希望している者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられない者であること。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合については、この限りでない。
- (7) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成25年10月1日施行。以下「措置要綱」という。)に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (8) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱(平成25年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。)に該当する事実がないこと。

(9) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

6. 参加手続

(1) 提出・問い合わせ先

岸和田市立幼稚園デリバリー弁当推進委員会事務局 岸和田市立八木幼稚園
〒596-0812 岸和田市大町3-21-10
電話 072-445-4552、 FAX 072-445-4552

受付時間：午前 9 時から午後 4 時まで（土日祝を除く）

(2) 提出書類

公募型プロポーザル方式事業者選定への参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書等を理解したうえで、次の書類を提出すること。

<A>

- | | |
|------------------------|----|
| ① 「参加申出書及び連絡先届」（様式による） | 1部 |
| ② 「応募要件確認書」（様式による） | 1部 |

- | | |
|----------------|----|
| ① 「提案書」（様式による） | 1部 |
|----------------|----|

(3) 書類提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

上記(2)の<A>： 10月 17日（金）午後4時まで

上記(2)の： 10月 30日（木）午後4時まで

② 提出場所

(1)に同じ

③ 提出方法

- ・ 持参（平日の午前9時から午後4時まで）または郵送に限る。
- ・ 持参の場合は、あらかじめ日時を連絡のうえ、持参すること。
- ・ 郵送の場合は、午後4時までに到着したものに限り受け付けることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

7. 質疑・応答

仕様、業務内容又は契約方法等に質疑がある場合は、質疑書を提出すること。

(1) 受付期間 令和7年10月 2日（木）～ 10月10日（金）午後4時まで

(2) 提出方法

- ・ 別紙の「質疑書」により提出すること。
- ・ ファクシミリで提出した場合は、必ず電話等で送信した旨を伝えること。
- ・ なお、郵送の場合は、午後4時までに到着したものに限り受け付けることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
- ・ 電話または口頭による質問は受け付けない。

(3) 問い合わせ先 6(1)に同じ

(4) 回答日時 令和7年10月15日（水）

(5) 回答方法 質問への回答は、参加申出のあった全ての事業者にFAXにて回答する。

8. 提案書等の提出及び参加申出の辞退

参加申出後は、本プロポーザルへの参加資格を認めたものとし、「提案書」等を提出するものとする。

また、参加申出後又は提案書等提出後、都合により参加を辞退する場合は、すみやかに6.(1)まで辞退連絡をすること。なお、辞退を理由にした不利益な扱いを行うことはない。

9. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「岸和田市立幼稚園デリバリー弁当委託事業<評価基準>」のとおり

(2) 試食の実施

日時、場所については、別途通知する。

(3) 審査方法

「提案書」等、及び試食を基に、「R8 幼稚園デリバリー弁当委託事業 事業者選定会議（以下「選定会議」）」において総合的に審査を行う。

(4) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者のうち、(1)による総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、1食あたりの提供額が最も低い者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。
- ③ ①、②に関わらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 價格見積書の金額が3.の予算上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10. 選定結果の通知

選定の手続や選定の過程等の透明性を高めるため、選定候補者を特定した後、次の内容を速やかに公表する。

(1) 候補者の名称、総合評価点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合評価点

※名称は五十音順、総合評価点は点数順。ただし、対象者が1者の場合は総合点の公表はしない。

11. その他

(1) 本件は、市と委託契約を締結するものではありません。

- (2) 本事業実施にあたり、各幼稚園の責めに帰さない事由により利用者との間で問題、紛争等が生じた場合、各幼稚園は一切の責任を負わず、事業者の責任において解決するものとする。
- (3) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 選考に伴い試食を行う場合は、選定委員会の指定する日時に提供された弁当を、選定時の評価対象とする。
- (5) 必要に応じて、ヒアリングやアンケートを依頼することがある。
- (6) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。
- (7) 本件について得た情報は、事業の諸条件の検討以外の目的で使用したり、情報を漏らしたりすることは一切行わない。
- (8) 契約の相手方の候補者として選定された者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。